

伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例施行規則（平成28年伊丹市規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例（平成27年伊丹市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（画像データの管理等）

第2条 カメラ内部の媒体に記録された画像データ（条例第2条第3号に規定する画像データをいう。以下同じ。）の保存期間は、7日以内とする。

2 画像データは、法令の規定により提供し、公開し、又は開示する場合に限り、複製できるものとする。この場合において、市は提供し、公開し、又は開示したものと同一の画像データを複製し、保管するものとする。ただし、緊急を要する場合は、複製しないことができる。

3 画像データは、加工してはならない。ただし、画像データを提供し、公開し、又は開示する場合において、当該画像データに伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号）第7条又は伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）第19条に規定する不開示情報に規定する非公開情報が含まれている部分があるときは、当該部分を個人情報の保護に必要な範囲内で加工することができる。

4 第2項の規定により市が保管するために複製した画像データの保存期間は、30日とし、当該期間経過後は、当該画像データは、復元できない方法により消去されなければならない。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

5 第2項の規定により市が保管するために複製した画像データを記録した媒体は、盗難、紛失等の防止のため、施錠することができる保管庫への保管その他の適切な措置が講じられなければなら

ない。

(管理責任者の設置等)

第3条 市長は、カメラ及び画像データの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者を置く。

2 管理責任者は、安全・安心施策推進班の長を、取扱責任者及び取扱者は、同班の職員の中から同班の長が指名した者をもって充てる。

(取扱責任者の事務)

第4条 条例第8条第3項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) カメラ及びその関連機器（以下「カメラ等」という。）が正常に作動しているかを適宜確認すること。この場合において、カメラ等の異常を確認した場合は、直ちに管理責任者に報告すること。

(2) 管理責任者の指示を受けて、画像データを複製し、及び加工し、並びに当該画像データを記録した媒体を保管し、並びに当該画像データを消去すること。

(3) 画像データの複製、加工、媒体の保管、消去の管理状況を記録しておくこと。

(取扱者の事務)

第5条 取扱者は、取扱責任者の指示を受け、取扱責任者の事務を補助する。

(管理責任者が講ずべき措置)

第6条 条例第8条第4項の規定による措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) カメラ等（災害への早期対応を目的として設置するものを除く。次号において同じ。）の操作をし、又は画像若しくは画像データの閲覧を行う場所は、外部から見通せず、施錠することができる場所とすること。

(2) カメラ等の操作をし、又は画像若しくは画像データの閲覧を

行うに際し、これらを行う者を識別するための方策を講じること。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年1月18日から施行する。